

令和5年3月16日公布

弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料の額は、零とする。

2 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関（市長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。以下同じ。）が定める額を負担しなければならない。

(開示請求の手續)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示請求に対する決定、通知等)

第5条 開示決定等（保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。）をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示

請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(訂正請求に対する決定、通知等)

第6条 訂正決定等（保有特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限  
(利用停止請求に対する決定、通知等)

第7条 利用停止決定等（保有特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限  
(書面による通知)

第8条 法第82条、第93条及び第101条の規定による書面による通知は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をした後、遅滞なく行うものとする。

(法の施行の状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、実施機関における法の施行の状況を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(弘前市個人情報保護条例の廃止)

2 弘前市個人情報保護条例(平成18年弘前市条例第20号)は、廃止する。

(弘前市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の弘前市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第12条又は第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務(以下「旧個人情報取扱事務」という。)の委託を受けて業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関が指定管理者に行わせている旧個人情報取扱事務に従事していた者

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第14条、第26条又は第32条の規定による請求がなされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 市長は、旧条例第49条の規定の例により、令和4年度における旧条例の運用状況を公表しなければならない。

(弘前市情報公開条例の一部改正)

6 弘前市情報公開条例(平成18年弘前市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第11条第3項中「（以下「決定通知」という。）」を削り、同条第4項中「決定通知」を「第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第11条第5項及び第6項中「決定通知」を「開示決定等」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 開示決定等をした旨の書面による通知は、開示決定等をした後、遅滞なく行うものとする。

第12条第1項中「前条第1項又は第2項の決定（以下「」及び「」という。）」を削る。

（弘前市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日前に前項の規定による改正前の弘前市情報公開条例第5条の規定による請求がなされた場合における同条例に規定する公文書の開示については、なお従前の例による。

（弘前市附属機関設置条例の一部改正）

8 弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表弘前市情報公開・個人情報保護審査会の項中「弘前市個人情報保護条例（平成18年弘前市条例第20号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。